

意見募集は終了しました

野田市行政改革大綱（素案）に対する

パブリックコメント手続を実施します

1 募集の趣旨

市では、現在の厳しい財政状況の中、簡素で効率的な行財政運営とさらなる市民サービスの向上を目指して、平成21年度から平成26年度までの6年間の期間とする「野田市行政改革大綱」の策定作業を進めているところです。

このたび、野田市行政改革推進委員会の審議を経て、財政の健全化及びサービスの向上を目的とした野田市行政改革大綱の素案がまとまりましたのでお知らせしますとともに、市民の皆さんから広くご意見、ご提案をいただきたく、次の方法でパブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の実施根拠

野田市パブリックコメント手続の施行に関する要綱第3条第1項第2号
「市の基本的な政策に関する計画及び大綱の策定又は改正」

3 意見募集の資料

- ◆ [野田市行政改革大綱（素案）](#)（PDF：105KB）

（参考資料）

- ◇ [野田市の行政改革について](#)（市政の疑問にお答えします）

4 資料の閲覧方法

- ◆ 市ホームページ内 パブリックコメント手続を実施します。
- ◆ 文書閲覧
 - ・市役所5階行政管理課
 - ・市役所1階行政資料コーナー
 - ・いちいのホール1階行政資料コーナー
 - ・市内各公民館（中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、野田、関宿中央、関宿北部、関宿中部、関宿南部）
 - ・市内各図書館（興風、南、北、せきやど）

5 意見の募集期間

平成20年11月25日（火）～平成20年12月25日（木）※意見募集は終了しました

6 意見を提出できる人

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤・通学している方

7 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

◇郵送の場合	〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1 野田市役所 総務部行政管理課 あて ※12月25日の消印有効
◇持参の場合	市役所5階 行政管理課（土・日・祝日を除く） 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで 各公民館、各図書館（休館日を除く） 受付時間：各施設とも開館時間内
◇ファクシミリの場合	(FAX番号) 04-7123-1074
◇電子メールの場合	ご意見はこちらから ※意見募集は終了しました

8 書式について

意見提出用紙 (PDF : 12KB) を用意しておりますのでご利用ください。

なお、野田市行政改革大綱(素案)に対する意見と書いて、ご意見等が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

9 意見の取扱い

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱いません。また、個々への回答も行いませんのであらかじめご承知おきください。

10 問い合わせ先

野田市役所 総務部行政管理課 事務管理係
電話 04-7125-1111 内線 2521